

どうする？
災害時の廃棄物についても考えましょう

大規模な災害が発生すると、災害廃棄物（家や建物の崩壊、破損による大量のがれきや家具、家電等のごみ）が一斉に発生します。

災害の規模によっては、災害廃棄物の処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、

そして早期復興のためにも排出時の分別が重要です。

災害廃棄物はリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。災害時は、次の点を守っていただき、市からのお知らせを確認してください。

❑ 便乗して不要なごみを出さないでください

仮置き場に受け入れできるのは家庭から出た災害ごみだけです（それ以外は持ち帰っていただきます）。

❑ 開設までは自宅で分別して保管してください

災害ごみはステーションや道路、空き地等に無秩序に出さないでください。非常時のごみ出しルールを守りましょう。

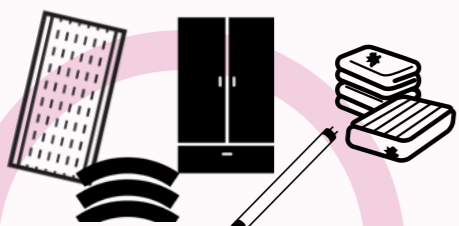
❑ 必ず分別をしてください

分別をしていないと仮置き場の運営に支障をきたし、場内整理のために一時閉鎖する場合があります。

❑ 急いで捨てる必要がない生活ごみは自宅で保管してください

普段の生活ごみは通常通り収集予定ですが、収集時間が予定より遅れることもあります。急いで捨てる必要がないごみは自宅で保管してください。

仮置き場で受け入れができる
主な災害ごみ



- ・木材(柱など)
- ・コンクリートがら
- ・サイディング
- ・瓦(セメント瓦と焼瓦は別々に)
- ・スレートなど
- ・ガラス・陶器類
- ・家具類
- ・蛍光灯類
- ・小型家電類
- ・畳
- ・布団類
- ・金属類
- ・可燃物・プラスチック(粗大ごみのみ)
- ・流木等の大型生木など

仮置き場で受け入れができない
主な災害ごみ



- ・農業用資材(ハウスのビニール、マルチ、育苗箱、肥料、農薬など)やワラなど
- ・バッテリー類・消火器・廃油・塗装接着剤・ガスボンベ・火薬などの適正処理困難物
- ・廃タイヤなど

※日頃から「販売店・メーカーや専門業者等」にご相談のうえ、適正な処理を行ってください。

※事業所から排出される事業系廃棄物(災害ごみ)は、仮置き場に受け入れ出来ませんので「事業者の責任」において適切に処理を行ってください。



もう一度確認

ごみ出しルールを守りましょう

☎ 市民課 生活衛生係
☎ 22-3135

ステーション(ごみ集積所)は、地域の皆さんで管理しています。

❑ 決められたステーションに出してください

決められた場所以外に出されていても、収集はされません。

※ごみを出す場所が分からないときは、管理している地区の区長などに問い合わせてください。

※飲食店や事業所などのごみは、ステーションに出すことはできません。

❑ ごみが散乱ないようにしましょう

ごみがカラスや猫に散らかされてしまうのを防ぐため、鳥獣ネットで被害を防止しましょう。ネットは目の細かいもの、袋がはみ出さない大きさのものが効果的です。

※鳥獣ネットはステーションの管理者または利用者で準備してください。

❑ 収集日以外に出されたごみは収集しません

収集されないだけでなく、鳥獣に荒らされてごみが散乱するなど地域の迷惑になります。収集日はきちんと確認し、必ず指定された収集日に出してください。

❑ 指定袋ごとにきちんと分別してください

「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認し、決められた指定袋で分別してください。分別されていないごみは収集されません。

❑ ごみ出し時間を守りましょう

収集時間帯は天候など当日の状況により変わる場合があります。「いつも〇時くらいに収集に来るから」ではなく、収集日の朝8時30分までにステーションに出してください。

❑ 市内で発生したごみは市内で処理しましょう

市町村ごとに指定のごみ袋が定められています。他市町村のごみ集積所に捨てたりしないようにしましょう。

❑ 収集後に出されたごみは再収集しません

次回の収集日に出すか、未来館(☎ 23-5353)へ直接搬入してください(10kgまでは無料)。

不明な点は、各世帯に配布している

「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認するか、市民課 生活衛生係にお問い合わせください。



阿蘇医療センター 新任常勤医師をご紹介します



【氏名】石田 俊史 としふみ
 【役職】医師
 【専門領域】循環器内科

4月から循環器内科で勤務している石田俊史です。山口県下関市出身で、平成23年に熊本大学を卒業し、循環器内科医としては熊本機能病院などで勤務してきました。

幼い頃から海を身近に感じながら育ってきましたが、阿蘇の山々に囲まれて生活を送ることをとても楽しみにしています。実は熊本大学病院勤務時代、熊本地震の際に1日のみですが、阿蘇医療センターで勤務した事があります。再び勤務させて頂くことにご縁を感じています。地域の皆さまに貢献できるよう、日々研鑽を積みしたいと思います。よろしくお願いいたします。



【氏名】平賀 円 まどか
 【役職】医師
 【専門領域】総合診療科

平成28年に熊本大学を卒業し現在医師7年目です。総合診療科医師として人吉市・玉名市・多良木町など地域中核病院で総合診療/地域医療に従事してきました。

総合診療科とは聞き慣れないことと思いますが、〇〇内科□□外科などの臓器別の専門家ではなく、患者ひとりひとり『あなたの』専門家です。何でも相談してもらえるような信頼関係を築いていきたいです。新たな土地で慣れない点もありますが、よろしくお願ひします。

4月1日から 皮膚科を開設しました

4月1日から皮膚科外来を開設しました。皮膚科では、皮膚病全般に対する診断やアトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、老化に伴う皮膚病、強皮症などの膠原病、イボ、悪性黒色腫(メラノーマ)をは

じめとする皮膚悪性腫瘍などの診療を行っています。皮膚科の症状や病気をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

【担当医師】栗山 春香 はるか 【専門領域】皮膚科一般

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。
 音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
 日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

阿蘇法律事務所
 阿蘇地域に根ざした法律事務所です。
 弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告



新型コロナワクチン4回目接種

新型コロナワクチンの接種により、高い感染予防や重症化予防効果があります。一方でその効果は、時間の経過とともに徐々に低下することが報告されています。これまでの接種は、感染予防を目的に行っていましたが、**4回目は重症化予防**を目的に行われることから、接種対象者を限定して実施されます。

☎ 新型コロナワクチン接種対策班 ☎ 22-5670

4回目接種の対象者

次の①または②の人で、3回目接種から5カ月以上経過している人

① 60歳以上の人

② 18歳以上60歳未満で

基礎疾患を有する人

その他重症化リスクが高いと医師が認める人

※重症化リスクが高い具体的な基礎疾患については、下のQRコードからご覧ください。



使用するワクチン

ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチン

ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です

ワクチンを受ける際には、受ける人の同意なく接種が行われることはありません。重症化予防効果と副反応リスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。

職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

※この情報は5月23日時点のものであり、今後の国の動向により変更される場合があります。

接種までの流れ

STEP 1 接種券を受け取る

- ▷ 60歳以上の人で、3回目接種から5カ月経過した人に、順次接種券を郵送します。
- ▷ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人その他重症化リスクが高いと医師が認める人で4回目の接種を希望される場合、阿蘇市新型コロナワクチン接種対策班へお電話ください。確認後、接種券を郵送します。



STEP 2 予約する

予約方法・接種医療機関などの詳細については接種券に同封されるチラシをご覧ください。



STEP 3 接種する

